

## PPP コミュニティ 会則

(名称)

第1条 この会は、「PPP コミュニティ」という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は 東京都新宿区中落合 2-5-1 聖母会 聖母病院皮膚科内（暫定）におく。

(目的)

第3条 この会は、掌蹠膿疱症という疾患の患者が中心となり、病気に対する正しい知識を患者とその家族間で共有して質の高い生活を送れる環境をつくること、さらには広く一般市民を対象として掌蹠膿疱症という病気への啓発活動を通じて、新たな治療法開発に協力すること、患者の可能性を広げられる社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 患者と家族及び医師に向けた知識、経験、情報の提供、患者・家族間の交流事業
- (2) 患者と家族及び広く一般社会に向けた掌蹠膿疱症に関する啓発事業
- (3) 掌蹠膿疱症の新たな治療法開発に協力する事業
- (4) 社会に対し疾患と戦う条件整備をする事業
- (5) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

(運営ポリシー)

第5条 会員は次のポリシーを守ること。

- (1) この会の運営にあたっては特定の団体、企業、事業者等から独立性、中立性を保つ事
- (2) この会は治療に関する相談、診断、アドバイスは一切行わない事
- (3) この会において営利目的や勧誘行為をすべて禁止する。またこれに値する行為は一切排除し認めない。

(会員)

第6条 この会は、掌蹠膿疱症の患者・家族、およびこの会の目的に賛同するもので構成する。

(入会)

第7条

- (1) 会員の入会については役員の賛同を得る事とする。
- (2) 会員として入会しようとするものは、この会が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

(入会費及び会費)

第8条 入会費は1,000円(初年度のみ)とし、会員会費については年額3,000円とする。会計年度は9月1日から翌年8月31日とし、3月から8月までの入会者は初年度に限り、会員会費を半額とすることができる。なお、年会費等に変更の必要が生じた場合は、総会にて協議の上決定し施行する。

(役員)

第9条

(1)この会に次の役員をおく。

会長1人

副会長1人

事務局長1人

(2)各役員は総会で会員の3分の2の賛成により就任するものとする。

(3)役員任期は2年とし、再選は妨げない。

(4)各役員は、責任をもって任期を満了する義務がある。ただし治療等のやむを得ない事情が発生したとき、いつでも役員を降板し会員になれることとする。会長が降板した際は、副会長がすみやかに会長職に就任する。その他の役員が降板した際は、会長とその他の役員との話し合いにより決定する。

(5)各役員は主な役割は下記の通りとする。

(6)会長(1名) 全体のまとめ役、各活動の管理と把握

(7)副会長(1名) 会長を助け、会をまとめて行く、各活動の把握、会長が降板した際すみやかに会長に就任する。

(8)事務局長(1名) 口座残高の確認と領収書の管理、会計報告、対外的な窓口、広報

(総会)

第10条

(1)総会は年一回開催し、会の重要事項を決定する。

(2)また必要に応じて臨時総会を招集する。

(3)総会の議事は、出席者全員の3分の2で決定する。

(4)欠席者は、会に一任するものとする。なお、総会の欠席者で意見のある者は、総会の2週間前までに事務局宛意見書を提出することができる。

(会計)

第11条

(1)この会の収入は、会費・賛助会費・寄付金・助成金・広告料および雑収入とする。

(2)会費は、患者会運営のための経費としてのみ使用する。